

## 【協議事項】

|                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| No.4 所属議員1人の会派（無所属議員を含む。）の発言時間について | 提出会派  |
|                                    | 日本共産党 |

## 【提案趣旨】

所属議員1人の会派（無所属議員を含む。）の質疑、一般質疑及び一般質問の発言時間を1定例会あたり、それぞれ15分（年間105分）としてはどうか。

また、次定例会の発言時間を繰り上げ、合わせて30分以内とすることができることとし、このとき、質疑又は一般質問のいずれかしか繰り上げていない場合においては、次定例会で繰り上げていない質疑又は一般質問を行うことができることとする。

## 【関係規定】

### 先例116

質疑者数は、代表質疑を除き、次の区分による。ただし、端数の0.5人については、一般質問の0.5人と合わせ、質疑又は一般質問のいずれかにおいて1人発言することができる。なお、一般質疑においては「2.5人以内」を「3人以内」、「3.5人以内」を「4人以内」、「4.5人以内」を「5人以内」とそれぞれ読み替える。

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 所属議員4人以下の会派は       | 1人以内   |
| 所属議員5人以上7人以下の会派は   | 2人以内   |
| 所属議員8人以上10人以下の会派は  | 2.5人以内 |
| 所属議員11人以上13人以下の会派は | 3人以内   |
| 所属議員14人以上16人以下の会派は | 3.5人以内 |
| 所属議員17人以上19人以下の会派は | 4人以内   |
| 所属議員20人以上の会派は      | 4.5人以内 |

### 先例117

質疑（代表質疑を除く。）の発言時間は、答弁を含め1人60分以内とする。ただし、所属議員2人及び3人の会派は1人30分以内、所属議員1人の会派（無所属を含む。）は1人15分以内とする。なお、所属議員1人の会派にあつては、次定例会の発言時間を繰り上げ、合わせて30分以内とすることができる。その場合においては、次定例会において質疑及び一般質問をすることはできない。

### 先例117-2

所属議員1人の会派（無所属を含む。）は、一の定例会において、質疑（一般質疑を除く。）又は一般質問のいずれかを行うことができる。

### 先例124

一般質問における発言者数、発言時間及び発言順序決定の方法は、質疑（代表質疑を除く。）の例による。